

40歳以上の国民健康保険加入者のみなさまへ 特定健康診査は、もう受診しましたか?

生活習慣病の発症や進行を防ぐため、特定健康診査を受診しましょう。特定健康診査は、下記の契約医療機関で受診することができます。まだ受診されていない方には、1月中旬頃に町から受診に必要な書類を送付します。書類が届きましたら、直接、医療機関にご予約のうえ受診してください。

受診期間 3月31日(金)まで

自己負担 無料

持ち物 受診券、問診票、国民健康保険被保険者証

契約医療機関	住所	電話
市川医院	越生町大字越生981	292-3011
越生メディカルクリニック	越生町大字黒岩199-1	277-1119
かあいファミリークリニック	越生町大字上野1025	299-6222
初野医院	毛呂山町大字長瀬1850	294-7713
長瀬クリニック	毛呂山町大字川角94-2	295-0708
ゆずの木台クリニック	毛呂山町中央2-5-5	295-5158
おっぺ小児科・アレルギー科クリニック	毛呂山町若山1-8-7	295-5550
ハピネス会 川角クリニック	毛呂山町大字下川原171	295-3959
街かどのクリニック	毛呂山町大字川角7-1	298-5357
坂戸中央健康管理センター ※1月31日(火)まで	坂戸市千代田4-13-3	289-3355

国保センター ☎292-5505

町民課 国保年金担当 ☎内線123

源泉徴収票が送付されます

令和4年中に国民年金、厚生年金を受け取られた方に、年金総額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が、1月から順次、日本年金機構より送付されます。所得税の確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管しましょう。

※障害年金や遺族年金は、非課税所得にあたるため、源泉徴収票は送付されません。

【川越年金事務所の予約相談】

川越年金事務所では、予約相談を行っています。事前に予約をしないで年金事務所へ向かわれますと、相談まで長時間お待ちいただく場合があります。予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、下記「予約受付専用電話」へご連絡ください。

川越年金事務所 ☎242-2657

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

町民課 国民年金担当 ☎内線123

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

対象 ・世帯全員が令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯
令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から「確認書」が届きます(越生町では、令和4年12月1日に発送しています)。

・予期せず令和4年1月から令和4年12月までの収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。)

支給額 1世帯あたり5万円

申請期限 1月31日(火)

健康福祉課 福祉担当

☎内線112・113

ベビーベッドを貸し出します

対象者 町内在住の方で、1歳未満の乳児を養育する保護者

利用期間 6か月間

※出生予定日の2週間前から貸し出しできます。また、1歳の誕生日の前日まで延長できます。

利用方法 ①貸出希望日の1か月前までに利用申請書を子育て支援課に提出してください(必要なもの:母子健康手帳(出生前に貸し出しを受けるとき))

②町が、貸し出しすることを決定した場合は、申請者に通知するとともに、レンタル業者に連絡します。

③ベビーベッドは、宅配業者から自宅に届けられます。組立説明書をもとに、利用者が組み立てます(梱包ケースは大切に保管してください)。

④利用期間の延長を希望する場合は、貸出期間終了日の2週間前までに、再度利用申請書を提出してください。

⑤利用者は、ベビーベッドを丁寧に使用してください。

⑥利用者は、利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れて返却します。

子育て支援課 子ども担当

☎内線162

出生祝金を支給します

支給金額 第1子:1万円、第2子:3万円、第3子以降:10万円

対象者 出生児の父または母で、子の出生日において1年以上*越生町の住民基本台帳に記載されている方

※1年を満たない場合は、1年を経過後に申請できます。

申請期限 出生児の出生日以後1年を経過するまで

子育て支援課 子ども担当

☎内線162

定住意思のある新婚夫婦に 結婚祝金を交付します

祝金額 新婚夫婦1組10万円

対象 ・夫婦どちらかが婚姻日において40歳未満であること

・婚姻日から6か月以内に越生町に住所があり、居住していること

・申請日から3年以上、越生町に定住する意思があること

・過去にこの祝金の交付を受けた方との結婚でないこと

・同一人との再婚でないこと

・町税等に滞納がないこと

申込み 婚姻日から1年を経過した日以後1年以内に、次の書類を町民課へ提出

提出書類 ・結婚祝金交付申請書

・戸籍謄本(町外に本籍がある場合)

・宣誓書(定住の意思等を確認できる書類)

町民課 住民担当

☎内線124・125

チャイルドシート購入費を助成します

助成金額 購入価格の2分の1(千円未満切捨)
※上限:1台1万円

申請条件 ・購入時点で子どもが6歳未満

・購入日および申請日に越生町に住んでいること

・保護者は町税を滞納していないこと

申請期限 購入日から6か月以内(出生後から受け付けます)

※子ども1人につき2回まで申請できます。

持ち物 領収書(レシート)、品質保証書、保護者の運転免許証、自動車車検証、印鑑、申請者名義の振込口座がわかるもの(通帳等)

子育て支援課 子ども担当

☎内線162